

## 株主および債権者の権利行使に関する規程

### (目的)

株主および債権者の権利行使についての請求方法を明確化するために規定するものである。

### (規定)

1. 当会社の株主は、会社法第297条、第303条、第305条および第433条による請求をするときは、法令の定めのほか、書面をもって請求をするものとする。
2. 当会社の株主および債権者は、会社法第125条による請求をするときは、法令の定めのほか、書面をもって請求をするものとする。
3. 当会社の株主は、会社法第311条による請求をするときは、法令の定めのほか、書面をもって請求をするものとする。
4. 当会社の株主および債権者は、会社法第318条、第371条および第394条による請求をするときは、法令の定めのほか、書面をもって請求をするものとする。
5. 上記1から4における書面には、株主については株主名、届出住所を記載し、届出印を押印するものとする。また、債権者については、氏名、住所、捺印をするものとする。

### (改廃)

この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

## 附 則

1. この規定は、平成18年5月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年4月24日改正し、平成20年6月25日から施行する。

法令 条数	条文 (概要)
会社法 297 条  (株主による招集の請求)	総株主の議決権の <u>100分の3以上</u> の議決権を <u>6ヶ月前</u> から引き続き保有する株主は、取締役に対し、総会の <u>目的である事項</u> (当該株主が議決権を行使できる事項に限る) および <u>招集の理由</u> を示して、 <u>株主総会の招集を請求</u> することができる
会社法 303 条  (株主提案権)	<u>取締役会設置会社においては</u> 、総株主の議決権の <u>100分の1以上</u> の議決権または <u>300個以上</u> の議決権を <u>6ヶ月前</u> から引き続き保有する株主に限り、取締役に対し、 <u>一定の事項を株主総会の目的</u> とすることを <u>請求</u> できる <b>議題提案権</b> この請求は株主総会の <u>8週間前</u> までにしなければならない
会社法 305 条	<u>株主は</u> 、取締役に対し、株主総会の <u>8週間前</u> までに、株主総会の <u>目的である事項</u> につき <u>当該株主が提出しようとする議案の要領</u> を <u>株主に通知</u> することを <u>請求</u> できる  <u>ただし、取締役会設置会社においては</u> 、総株主の議決権の <u>100分の1以上</u> の議決権または <u>300個以上</u> の議決権を <u>6ヶ月前</u> から引き続き保有する株主に限り、当該請求をすることができる <b>議案通知請求権</b>
会社法 433 条  (会計帳簿の閲覧等の請求)	<u>総株主</u> (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く) の <u>議決権の100分の3以上の議決権を有する株主</u> または <u>発行済株式(自己株式を除く)の100分の3以上を有する株主</u> は、「 <u>会計帳簿</u> または <u>これに関する資料</u> 」の <u>閲覧</u> または <u>謄写</u> の <u>請求</u> をすることができる この場合、当該請求の <u>理由を明らかに</u> しなければならない
会社法施行規則 第93条	議案が <u>株主の提出に係るものである場合</u> には、 <u>株主総会参考書類</u> には次に掲げる事項を <u>記載</u> しなければならない (第3号または第4号に掲げる事項がその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合 ( <u>株式会社</u> がその全部を記載することが適切であるものとして <u>定めた分量を超える場合を含む</u> ) にあつては、 <u>当該事項の概要</u> ) を <u>記載</u> しなければならない  第3号 会社法305条第1項の規定による請求に際しての <u>議案の理由</u> 第4号 会社法305条第1項の規定による請求に際して、取締役、会計参与、監査役および会計監査人の <u>選任に規定する事項</u> を会社に対して <u>通知したとき</u> はその <u>内容</u>
取締役会設置会社 の場合	第1号 議案が株主の提出に係るものである旨 第2号 議案に対して、取締役会の意見がある場合はその意見の内容

<p>会社法 125 条</p> <p>(株主名簿の備置き及び閲覧等)</p>	<p>株主および債権者は、株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる</p> <p>この場合、請求の理由を明らかにしてしなければならない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>会社は次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできない</p> <p>会社法 125 条第 3 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 号 請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき</li> <li>2 号 請求者が会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき</li> <li>3 号 請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき</li> <li>4 号 請求者が閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき</li> <li>5 号 請求者が過去 2 年以内において、閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき</li> </ol> </div>
<p>会社法 311 条</p> <p>(書面による議決権の行使)</p>	<p>株主は、第 1 項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧または謄写の請求をする事ができる</p>
<p>会社法 318 条</p> <p>(議事録)</p> <p>&lt;株主総会&gt;</p>	<p>株主および債権者は、(株主総会の議事録を) 株式会社の営業時間内は、いつでも閲覧または謄写の請求をする事ができる</p>
<p>会社法 371 条</p> <p>(議事録等)</p> <p>&lt;取締役会&gt;</p>	<p>監査役設置会社または委員会設置会社の株主は、(取締役会の)議事録等の閲覧または謄写の請求を「裁判所の許可を得て」できる</p> <p>取締役会設置会社の債権者は、(取締役会の)議事録等の閲覧または謄写の請求を「裁判所の許可を得て」できる</p>
<p>会社法 394 条</p> <p>(議事録)</p> <p>&lt;監査役会&gt;</p>	<p>監査役会設置会社の株主は、(監査役会の)議事録の閲覧または謄写の請求を「裁判所の許可を得て」できる</p> <p>監査役会設置会社の債権者は、(監査役会の)議事録の閲覧または謄写の請求を「裁判所の許可を得て」できる</p>